

さいたま市告示第561号

さいたま市岩槻区役所総合案内業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市岩槻区役所総合案内業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社 クリーン工房

(2) 住所又は事務所の所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

さいたま新都心LAタワー30F

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年2月25日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月11日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

岩槻区役所情報公開コーナーにおける有償刊行物の頒布に係る売払代金

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市岩槻区役所くらし応援室 くらし支援担当

(2) 電話 048(790)0128